

こんなことでトラブルに？相続の素朴なギモン

まさかこんなことでトラブルに？と、実際に揉めてしまったあとで後悔することも。遺産相続では、相続もしないような事態が起こりうるものです。

せっかく残した財産も、残された家族が争う火種になってしまうのは悲しいことです。トラブル回避のためのポイントや解決策はきちんと考えておきたいものです。

今回は、いまさら聞けない相続トラブルの基本についてご説明します。

■3人に1人が相続トラブルに遭遇

相続トラブルに対する不安が、近年高まっています。

2012年7月に行われた「日経生活モニター」で相続に対する調査が行われました。過去に家族や親族の相続を経験した人は全体の56%で、そのうち**30%が「相続争いやトラブルを経験した」と**回答がありました。また、**相続争いやトラブルを経験した人の約70%が「遺言が無かった」と**回答しています。

一方、これからの**自分や家族・親族の相続について「不安がある」と**回答した人は**35%超**です。遺産を継ぐ立場の**約70%が相続財産に期待**を寄せており、継がせる立場の**約80%超が遺言を用意していません**。

相続トラブルに不安があるにも関わらず、遺す人は相続トラブルに対する準備をしておらず、相続する人は相続財産に期待をしているという結果です。相続トラブル回避に対する意識はあるものの、過去の経験を活かしきれていない、自分や家族には関係ないという考えが背景にあります。この考えが「争族」を生む要因の1つです。

■相続トラブルが不安な理由と相続財産への思い

相続税の課税強化が控えている今、相続税支払いに不安を感じる人が40%を超えています。また、相続財産の配分を巡って争いが起こる**「争族」への不安も同様に40%を超えています**。これらが、相続トラブルに対する不安の背景にあるといえます。

また、相続する立場の人に、相続財産に対する思いを聞いたところ、**「自分や家族の将来を考えると、あればありがたい」**が58%と最多で、**「相続財産がないと苦しい」と**いう回答と合わせると70%近い人が、相続財産へ期待を寄せている結果となります。

遺す立場の人が、遺言書を書いているケースは16%で、残り84%は遺言の用意がありません。遺言を書かない理由として、**「相続で揉めるはずがない」**(44%)で、**「遺産があまりない」**(26%)、**「財産や今後のことを考えられず、遺言をかけない」**などが挙げられます。

■家族がもめない「遺言書」のポイント

①遺言書は必ず残しましょう。

「まだ元気だから」「縁起でもない」と先延ばしにしない！
 手間や費用を惜しまないことも重要。

②財産について、細かく具体的に書きましょう。

すべての財産を書く。遺留分、特別受益や寄与分を考慮。**付言事項**で思いを。

③財産(負債も含め)の一覧を作成しましょう。

④家族と相談しましょう。

財産を遺す側も相続する側も、**抵抗があっても話し合いは必要**と感じています。抵抗なく話し合いをするため、いきなり相続の話をするのではなく、老後や介護などの希望を話すなど、順を追って話すこともポイントです。



※2013年10月31日現在の法令に基づき制作しています。

また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。

弊社は、この情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。



◆争族になりやすいポイント

- ①**特定の相続人に遺す財産が多い**
 →他の相続人が不満を抱きやすい
- ②**相続財産の多くが不動産など**
 →共有や分割が困難
 誰かが住み続けるのであれば要注意
- ③**子供がいない**
 →親や兄弟に相続権が発生
 遺言がないと揉めることも
- ④**家族関係が複雑(離婚歴があるなど)**
 →前妻の子・後妻の子の両方に相続権

◆争族となった理由

- ・遺産配分がとても**不公平**(36%)
- ・亡くなった人の面倒をみた人の遺産配分が少ない(20%)
 など、**財産の分け方**に関する回答が過半数を占める結果に。

◆相続財産を期待する理由

- ・老後の**預貯金**が不足している(49%)
 →所得の伸び悩み、年金制度への不安
- ・貯蓄が少ない など
- ※相続したい財産は？
- ・預貯金(58%)
- ・自宅、実家(32%)

◆付言事項とは？

遺言書自体は、財産の分割を箇条書きするだけで、遺す人の気持ちが伝わりません。そのため、法的効果はないが「付言事項」として、**家族への思いを遺言に書くことが有効**です。

株式会社みどり財産コンサルティング

760-0062
 高松市塩土町3-1-1
 TEL 087-834-0122
<http://www.midori-zc.co.jp/>